

2025年 各務原市発明くふう展 募集要領

◆趣旨

わが国の社会、経済発展の原動力として大きな役割を果たしてきた科学技術は、エネルギーや資源の制約が世界的な重要課題となった今日、ますます期待されるものとなっている。

科学技術振興においては、技術開発の奨励、なかでも、新技術の源である発明の奨励が極めて重要であり、次代を担う世代において、発明くふうする楽しさと創作する喜びの体得による創造性豊かな人間形成が切望される。

また、わが国における最も重要かつ緊急の課題は、科学技術を通じた産業の振興と育成による新たな自立的発展であると考えらる。

以上を踏まえ、各界の支援、協力を得て、市民の優れたアイデア・発明考案品を募集し、発明意識の高揚と科学技術の振興並びに地域産業の発展に寄与することを目的として、次のとおり「2025年各務原市発明くふう展」を開催する。

1. 主催

(一社) 岐阜県発明協会各務原支会

2. 共催

各務原市

3. 後援(予定)

各務原市教育委員会

4. 協賛(予定)

各務原市議会 各務原市教育委員会 各務原商工会議所 各務原商工会議所女性会
各務原ロータリークラブ 各務原ライオンズクラブ (一社) 各務原青年会議所

5. 期間

令和7年9月6日(土) 午前10時から午後4時00分まで
7日(日) 午前10時から午後4時00分まで

6. 会場

産業文化センター1階 あすかホール内

7. 申込

出展希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し8月29日(金)正午までに各務原市産業活力部商工振興課(各務原市産業文化センター6階)へ申し込むこと。

なお、各務原市内に通う児童・生徒については、通学する学校から申し込むこと。

8. 作品搬入

作品は、9月1日(月)午後4時~午後5時30分まで(予定)に「各務原市産業文化センター1階 あすかホール」に搬入すること(時間厳守)。陳列等については、事務局の指示に従うこと。

9. 審査

応募作品については、事前に事務局が委嘱する審査員(学識経験者、関係団体の役員等)が厳正に審査し、別表各賞を決定する。

10. 表彰

別表1のとおり表彰（賞状、賞品等授与）する。

表彰式は、9月6日（土）に、産業文化センター8階第2特別会議室にて行う。

受賞者には主催者から通知する。また、受賞者については、市内各小中学校に通知し、市広報紙やホームページ等に掲載する。

11. 作品搬出

応募作品は、9月8日（月）の午後4時から午後5時までに「各務原市産業文化センター1階 あすかホール」から搬出すること（時間厳守）。

12. 全体スケジュール

申込締切	8月29日（金）正午まで
作品搬入	9月 1日（月）午後5時30分まで
審 査	9月 3日（水）
表 彰 式	9月 6日（土）午前9時から
一般公開	9月 6日（土）午前10時から午後4時30分まで
〃	9月 7日（日）午前10時から午後4時00分まで
作品搬出	9月 8日（月）午後4時から午後5時30分まで

13. 出展作品について

出展作品は、主催者において最善の注意を持って保護監督するが、天変地異、火災、盗難その他不可抗力の損害については、その責任を負わない。なお、審査会において、破損・故障等が発生する場があるため、了承の上出展すること。

出展作品の搬出搬入に要する費用は、出展者の負担とする。

優秀作品については、2025年岐阜県発明くふう展（10月17日（金）～10月20日（月））に出品する。

14. 注意事項

特許、実用新案および意匠の出願を予定している際には、応募申込の前に特許庁への出願手続きを終了すること。

作品に曲を用いたり、歌詞を表示したりすることは、著作権侵害にあたるため、製作前に著作権者の許可を得る必要がある（使用料の納付が必要となる）。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではない。また、キャラクターの使用についても、事前に著作者に了解を求めることになる。著作権侵害にあたる作品（絵画も含む）は、賞の対象としないことがある。

15. 事務局

（一社）岐阜県発明協会各務原支会

（各務原市産業活力部商工振興課産業政策係内 各務原市産業文化センター6階）

TEL 058-383-1697（直通） FAX 058-389-0765

MAIL syoko@city.kakamigahara.gifu.jp

◆応募資格及び募集作品

児童・生徒の部

- (1) 応募資格：市内の小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）の児童・生徒
- (2) 募集作品：
 - ①一人あるいは共同（3名以内）で発明くふうしたものとする。
 - ②単なる工作品や模型、破損、変質しやすいもの、文書・図面・映像だけのもの、他人の作品をまねたもの（著作権侵害）、過去、本展に出展した事のあるものは対象外とする。AC 電源が付いた作品は、一般公開の時は、電源をいれなくて展示する。
 - ③市販されている制作キット等の作品でないこと。
 - ④インターネット・書籍・TV 番組等で紹介されたアイデアをそのまま使用した作品でないこと。
 - ⑤一人1点とする。
 - ⑥著作権の存続している著作物を使用する場合には、事前に権者の承諾を得ることとする。
 - ⑦ **大きさは、縦、横、高さとも100cm以内、重量20kg以内とする。**

児童・生徒の絵画の部

- (1) 応募資格：市内の小学校・中学校の児童・生徒
 - (2) 募集作品：
 - ①「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたものとする。
 - ②他人の作品をまねたもの、過去に発表したことのあるものは対象外とする。
 - ③一人1点とする。
 - ④著作権の存続している著作物を使用する場合には、事前に権者の承諾を得ることとする。
 - ⑤ **大きさはB3判（36.4cm×51.5cm）または四つ切り画用紙大とする。**
- ただし、立体は除く。
- ⑥図鑑等を参考にした場合は、書名を申込書に記入すること。
 - ⑦応募作品のうち入選作品は返却しない（全国展終了後返却）。

一般の部

- (1) 応募資格：市内在住の個人または法人
- (2) 募集作品：
 - ①産業上又は日常生活に有益な新製品、試作品、アイデア作品などとする。
なお、出願・登録されているものについては、特許・実用新案は原則として過去5年以内に出願又は登録されたもの、意匠は過去4年以内に出願又は登録されたものとする。
 - ②単なる工作品や模型、破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねたもの（著作権侵害）、過去、本展に出展した事のあるものは対象外とする。
 - ③市販されている制作キット等の作品でないこと。
 - ④インターネット・書籍・TV 番組等で紹介されたアイデアをそのまま使用した作品でないこと。
 - ⑤一人1点とする。
 - ⑥著作権の存続している著作物を使用する場合には、事前に権者の承諾を得ることとする。
 - ⑦ **大きさは、縦、横、高さとも100cm以内、重量20kg以内とする。**

別表 1**◆表彰****■一般の部 児童・生徒の部**

種 別	点 数
岐阜県知事賞	1
(一社)岐阜県発明協会会長賞	1
各務原市長賞	1
(一社)岐阜県発明協会各務原支会会長賞	1
各務原市議会議長賞	1
各務原市教育長賞	1
各務原商工会議所会頭賞	1
(一社)各務原青年会議所理事長賞	1
各務原ロータリークラブ会長賞	1
各務原ライオンズクラブ会長賞	1
各務原商工会議所女性会会長賞	1
努力賞	若干数

■児童・生徒の絵画の部

種 別	点 数
(一社)岐阜県発明協会会長賞	1
各務原市長賞	1
金 賞	2以内
銀 賞	3以内
努力賞	若干数

※上記は予定であり、表彰種別、受賞点数等が変更になることがある。

別紙

全日本学生児童発明くふう展応募作品に対する社団法人日本音楽著作権協会の見解

1. 第三者の著作物を使用する場合はあくまでも著作者と使用者の使用許諾・契約によるものであるから、使用するキャラクターについても事前に著作者に了解を求めることが必要である。
ただ、外国のキャラクター等については著作権管理者の特定が難しい場合がある。
2. 著作権では、全くのコピーの無断使用を防止することが目的ではあるが、最近では近似しているものにもまで及んでおり、オリジナルの著作物への影響も考慮されている場合があるので注意が必要。
3. 音楽における著作権は、演奏使用に係るもの、複製使用に係るもの、出版（歌詞等の表示）に係るものがあるが、
 - ①演奏（作品が奏でる音源を含む）が営利目的でない場合は許諾・使用料納付の手続きは不要。（演奏許諾）
 - ②作品に曲を用いることは、複製（音楽をCDからカセットテープへダビングすることと同じ）使用料が発生する。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りでない。（複製許諾）
 - ③曲の再現だけでなく、歌詞を表示することは、出版使用料が発生する。（出版許諾）加えて、これらの使用料は、展示するか否かではなく製作するか否かで判断するものであり、製作前に許可を得、使用料を納付する必要がある。
また、展示する際は、許可を得ていることを表示（許諾番号の表示やシールの添付）する必要がある。
既存の曲を記憶させたICチップを使用する場合にも事前にメーカーに問い合わせるか社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に許可を得ているかを確認する必要がある。

【著作権に関する問い合わせ先】

- ◎文化庁著作権課 東京都千代田区霞が関3-2-2 Tel : 03-5253-4111（代表）
ホームページ：<http://www.bunka.go.jp>
- ◎（一社）日本音楽著作権協会（JASRAC）（音楽作品を利用する場合）
東京都渋谷区上原3-6-12 Tel : 03-3481-2121（代表）
ホームページ：<http://www.jasrac.or.jp>
- ◎（一社）日本レコード協会（RIAJ）（音楽CDを利用する場合）
東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館9階 Tel : 03-5575-1301（代表）
ホームページ：<http://www.riaj.or.jp/>